

## 第8回新潟市大規模小売店舗立地審議会 議事録

開催日時：平成20年12月24日（水） 午前10時から午前11時20分

開催場所：市役所本館302会議室

出席者：相澤会長，田中(信)会長代理，五十嵐委員，岩瀬委員，  
川ノ口委員，松井委員，松本委員

審議議題：CoCoLo南館 新設届出について【2回目】

審議内容：

（事務局より，12月10日に実施した現地調査の概要について説明し，併せて，審議会欠席の及川委員から現地調査を踏まえた意見書の提出があったため報告。また，現地調査に参加した相澤会長からも報告を受け，審議を行った。）

委員：駐輪場に自転車をとめた来客はどういう動線で店舗に入るのか。

事務局：店舗南側の路側帯を通ることとなり，駐車場及び荷さばき車両の出入口を通過し，店舗に入る。道路管理者等とも協議は行ったが，歩道を設置することは道路幅を狭めることとなり認められなかったため，設置者としては，駐車場及び荷さばき車両出入口付近には，オープン時等の繁忙期のみならず，常時，交通整理員を配置し安全対策を講じることとしている。

委員：現地は住宅や商業施設が密集しており地理的条件は極めてよくないという状況の中で，歩行者の安全性をどう確保するかが問題となる。国の方針は，郊外ではなく中心市街地に大型店を誘導していることもあり，このような地理的条件のよくない場所に出店する店舗が増えてくるということも念頭において，この店舗の対応を考えなければならない。

事務局：駐輪場利用者が駐車場及び荷さばき車両の出入口を通過し店舗に入るという動線が1つの問題点である。また，今後店舗のすぐ東側に都市計画道路が通る予定であり，そうなると東側からの来客も増えると予測されるが，その来客動線をどう確保するかがもう一つの問題点と考える。

仮に，敷地をさらにセットバックし歩道を設置したとしても，駐車場及び荷さばき車両の出入口とは交錯することにはなり，危険性は残る。

委員：駐輪場から店舗入口までの距離が遠く，さらに危険性があり歩き難いとなると，駐輪場を利用せず，店舗入口付近に駐輪されてしまう可能性がある。

委員：駐輪場利用者は店舗北側にある階段やエレベータから店舗に入ることはできないのか。

事務局：(配置図上の)階段 3 については、非常用階段として確保したものであり、2 階部分はバックヤードとなるため、来客用としては開放できないとのことである。

委員：駐輪場北側から階段 3 を利用し店舗 2 階に出る経路が利用できれば、歩行者の安全が確保され、駐輪場の利便性も増し店舗入口付近の駐輪も減ると考えられることから、問題は解決するのではないか。

委員：駐輪場は北側からの出入りができず袋小路となっており、防犯上、非常に危険である。

委員：いろいろと意見も出ているので、事務局で問題点、対応をまとめていただきたい。

事務局：市の意見期限は 2 月 5 日であるため、本日出た意見を設置者に提示し、それに対する回答を受けて、1 月中に審議会を開催し、再度審議いただきたい。その上で、市の意見を決定することとしたい。

1 番の問題点は、駐輪場利用者が店舗南側の道路を通るという動線であるため、その動線の変更、具体的には駐輪場から階段 3 を利用して店舗に入る経路の確保について求めることとする。それが可能となれば、将来的に都市計画道路ができ店舗東側からの来客が増加しても、同様の動線を利用でき、安全性は確保されることになる。その他、いただいたご意見をまとめて提示する。

委員：審議会から強い要望が出ているということを設置者には伝えていただきたい。

委員：駐輪場北側から階段 3 を利用する経路の確保は、駐輪場に袋小路を作らないという防犯上の面からも必要である。

委員：駐輪場に防犯カメラは設置されるのか。

事務局：店舗内、駐車場内には防犯カメラを設置することになっているが、駐輪場については未確認であったため設置者に確認する。

委員：駐輪場北側から階段 3 に入る部分は、レンタカー車両と交錯しないよう、人が通り抜けできるスペースは確保したうえで、フェンスなどで区切る必要がある。

委員：南側市道への歩道設置については市の道路管理課と協議した結果、設置できないとの回答ということだが、再度、協議できないのか。

事務局：審議会から要望があったことについて、道路管理課には伝える。

事務局：設置者に提示する事項について事務局でまとめ、委員に確認いただいたうえで、設置者に通知し回答を求める。それをもとに、来月の審議会で審議いただきたい。

(当案件については、次回審議会にて継続して審議を行うこととした。)

以上